



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …… 4
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………() …… 5
- 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………(議会) ……20

訓令

- 大和高田市法令遵守推進条例(仮称)庁内検討会議設置要綱……………(企画法制課) ……21

告示

- 公示送達……………(収納対策室) ……22
- 公示送達……………(保険医療課) ……22
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……23
- 12月市議会定例会の招集……………(財政課) ……23
- 公示送達……………(収納対策室) ……23
- 違反広告物の保管……………(都市計画課) ……23
- 大和高田市広報における広告掲載要綱の一部を改正する告示……………(広報情報課) ……24
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……25

公告

- 藤枝若葉町地内管渠工事(21)に関する条件付き一般競争入札公告…(契約監理室) ……26
- 土庫2丁目地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告…() ……28
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……30
- 奥田地内道路改良工事・配水管布設替工事(奥田)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……30
- 高6枝南今里町地内管渠工事(51)・給配水管移設工事(G51)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……32
- 根成柿地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……34
- 高6枝旭南町地内管渠工事(52)・給配水管移設工事(G52)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……36
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課) ……38
- 高6枝曙町地内管渠工事(14)・給配水管移設工事(G14)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……38
- 大和高田市総合公園施設整備工事に関する条件付き一般競争入札公告…() ……40
- 敷枝神楽2丁目地内管渠工事(72)・給配水管移設工事(G72)・配水管布設工事(神楽2丁目)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……42
- 東中地内農道整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……44
- 土庫市営墓地整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……46
- 敷枝有井地内管渠工事(18)・給配水管移設工事(G18)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……48

○東中地内農業用河川工作物応急対策工事(上部工)に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	51
○大和高田市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づく地区計画の案の縦覧	(都市計画課)	52
○市営住宅入居者の募集	(建築住宅課)	53
選挙管理委員会		
○大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	56
○選挙管理委員会の招集	(〃)	59
○選挙人名簿等に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	(〃)	60
農業委員会		
○農業委員会12月定例委員会の招集	(農業委員会)	60
公営企業		
○大和高田市上下水道部長に対する事務委任規程の一部を改正する規程	(水道総務課)	60

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

人事院勧告により国家公務員の給与が引き下げられることにかんがみ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するものです。

2 改正の内容

(1) 特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の一部改正

平成22年12月期の市長及び副市長の期末手当の支給割合について引下げ改定を行います。

(2) 特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の一部改正

平成23年6月期以降の市長及び副市長の期末手当の支給割合について改定を行います。

(3) 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正

平成22年12月期の教育長の期末手当の支給割合について引下げ改定を行います。

(4) 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正

平成23年6月期以降の教育長の期末手当の支給割合について改定を行います。

※ (1) 及び (3) については12月期の支給割合を1.65月から0.15月を減額して1.50月とし、(2) 及び (4) については6月期の支給割合を1.45月から0.05月を減額して1.40月に、12月期の支給割合を1.50月に0.05月を増額して1.55月とします。

3 施行期日

(1) 及び (3) については平成22年12月1日、(2) 及び (4) については平成23年4月1日

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

人事院勧告により国家公務員の給与が引き下げられることにかんがみ、一般職の職員の給与を改定するものです。

2 改正の内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 医療職給料表(1)を除く、すべての給料表について、中高年齢層(40歳台以上)が受ける給料月額に限定して給料表の引下げ改定を行います。

イ 平成22年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合について引下げ改定を行います。

※ 12月期の期末手当の支給割合1.50月→1.35月

12月期の勤勉手当の支給割合0.70月→0.65月

(2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

平成23年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合について改定を行います。

※ 6月期の期末手当の支給割合1.25月→1.225月

6月期の勤勉手当の支給割合0.70月→0.675月

12月期の期末手当の支給割合1.35月→1.375月

12月期の勤勉手当の支給割合0.65月→0.675月

(3) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正(第3条関係)

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年条例第7号)附則第7項の規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)附則第11条の規定による俸給(経過措置額)の算定基礎となる額の改定に準じて引下げ改定を行います。(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)

- ※ 平成21年度減額改定対象職員 ▲0.41%
- ※ 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 ▲0.17%

3 施行期日

(1) 及び(3)については平成22年12月1日、(2)については平成23年4月1日

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

人事院勧告により国家公務員の給与が引き下げられることにかんがみ、議会議員の期末手当の額を改定するものです。

2 改正の内容

(1) 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正
平成22年12月期の議会議員の期末手当の支給割合について引下げ改定を行います。

(2) 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正
平成23年6月期の議会議員の期末手当の支給割合について改定を行います。

- ※ (1)については12月期の支給割合を1.65月から0.15月を減額して1.50月とし、(2)については6月期の支給割合を1.45月から0.05月を減額して1.40月に、12月期の支給割合を1.50月に0.05月を増額して1.55月とします。

3 施行期日

(1)については平成22年12月1日、(2)については平成23年4月1日

条 例

条例第33号

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

大和高田市長 吉田誠克

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和55年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第4条 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」

を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

条例第34号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の150」を「100分の135」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の30」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500

	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
再任用	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
職員以	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
外の職	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	
員	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500	
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200	
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900	
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400	
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100	
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800	
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500	
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000	
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700	
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400	
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100	

77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600	
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000		
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700		
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400		
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900		
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600		
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300		
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000		
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500		
86	239,700	295,700	344,500	385,700			
87	240,400	296,100	345,000	386,300			
88	241,100	296,500	345,500	386,900			
89	241,900	296,800	345,900	387,600			
90	242,400	297,200	346,400	388,200			
91	242,900	297,600	346,900	388,800			
92	243,400	298,000	347,400	389,400			
93	243,700	298,200	347,700	390,100			
94		298,600	348,200				
95		299,000	348,700				
96		299,400	349,200				
97		299,600	349,500				
98		300,000	350,000				
99		300,400	350,500				
100		300,800	351,000				
101		301,000	351,300				
102		301,400	351,700				
103		301,800	352,100				
104		302,200	352,500				
105		302,400	353,000				
106		302,800	353,400				
107		303,200	353,800				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200	355,100				
111		304,600	355,500				
112		305,000	355,900				
113		305,200	356,400				
114		305,600					
115		306,000					
116		306,400					
117		306,600					
118		306,900					
119		307,200					
120		307,500					
121		307,900					
122		308,200					
123		308,500					
124		308,800					
125		309,200					
再任用	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000

職員								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員	1	148,800	192,800	330,600	423,100
以外の職員	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	402,300	484,600
	37	216,300	275,800	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	405,500	
	39	219,900	281,000	407,100	
	40	221,700	283,600	408,700	
	41	223,600	286,100	410,400	

	42	225,400	288,700	412,000
	43	227,200	291,200	413,600
	44	229,000	293,700	415,200
	45	230,900	296,000	416,900
	46	232,600	298,700	418,500
	47	234,300	301,400	420,100
	48	236,000	304,100	421,700
	49	237,600	306,600	423,400
	50	239,300	309,100	425,000
	51	241,000	311,600	426,600
	52	242,700	314,100	428,200
	53	244,100	316,500	429,900
	54	245,800	318,700	431,500
	55	247,400	320,900	433,100
	56	249,100	323,100	434,700
	57	250,600	325,400	436,400
	58	252,200	327,600	438,000
	59	253,800	329,800	439,500
	60	255,400	331,900	441,100
	61	257,000	334,100	442,800
	62	258,600	336,300	444,400
	63	260,200	338,500	446,000
	64	261,700	340,700	447,600
	65	263,200	342,900	449,300
	66	264,900	345,100	450,900
	67	266,500	347,300	452,500
	68	268,200	349,500	454,100
	69	269,700	351,500	455,700
	70	271,200	353,600	457,300
	71	272,700	355,700	458,900
	72	274,200	357,800	460,500
	73	275,500	359,600	462,000
	74	276,900	361,500	463,000
	75	278,300	363,500	464,000
	76	279,700	365,400	465,000
	77	281,100	367,400	465,800
	78	282,300	369,100	
	79	283,500	370,800	
	80	284,700	372,500	
	81	286,000	374,200	
	82	287,200	375,700	
	83	288,400	377,200	
	84	289,600	378,700	
	85	290,900	380,200	
	86	292,100	381,700	
	87	293,300	383,200	
	88	294,500	384,700	
	89	295,700	386,100	
	90	296,900	387,500	
	91	298,100	388,900	
	92	299,300	390,300	

	93	300,100	391,800		
	94	301,300	393,100		
	95	302,500	394,400		
	96	303,700	395,700		
	97	304,700	397,100		
	98	305,800	398,100		
	99	306,900	399,200		
	100	308,000	400,300		
	101	308,900	401,400		
	102	310,000	402,500		
	103	311,100	403,600		
	104	312,200	404,700		
	105	313,100	405,600		
	106	314,000	406,600		
	107	314,900	407,600		
	108	315,800	408,600		
	109	316,800	409,500		
	110	317,400	410,400		
	111	318,000	411,300		
	112	318,600	412,200		
	113	319,300	412,900		
	114	319,800	413,700		
	115	320,300	414,500		
	116	320,800	415,300		
	117	321,400	416,100		
	118	321,900	416,900		
	119	322,400	417,600		
	120	322,900	418,400		
	121	323,500	419,200		
	122	324,000	419,700		
	123	324,500	420,200		
	124	325,000	420,700		
	125	325,600	421,100		
	126	326,000	421,600		
	127	326,400	422,100		
	128	326,800	422,600		
	129	327,100	423,000		
	130	327,500	423,500		
	131	327,900	424,000		
	132	328,300	424,500		
	133	328,500	424,900		
	134	328,800	425,400		
	135	329,100	425,900		
	136	329,400	426,400		
	137	329,800	426,800		
	138	330,000	427,300		
	139	330,300	427,800		
	140	330,600	428,300		
	141	330,900	428,700		
	142	331,200			
	143	331,500			

	144	331,800			
	145	332,100			
	146	332,400			
	147	332,700			
	148	333,000			
	149	333,200			
	150	333,500			
	151	333,800			
	152	334,100			
	153	334,300			
再任用職員		220,800	262,500	327,800	398,100

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	148,800	164,400	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	360,200	455,100

		32	207,500	230,000	362,100	456,300	
		33	209,000	232,800	363,900	457,500	
		34	210,700	235,700	365,700	458,400	
		35	212,400	238,600	367,500	459,300	
		36	214,100	241,500	369,300	460,200	
		37	215,700	244,300	371,200	461,100	
		38	217,400	247,100	372,800		
		39	219,100	249,900	374,400		
		40	220,800	252,700	376,000		
		41	222,600	255,500	377,400		
		42	224,400	258,100	378,900		
		43	226,200	260,700	380,400		
		44	228,000	263,300	381,900		
		45	229,900	265,700	383,500		
		46	231,600	268,300	385,100		
		47	233,300	270,800	386,700		
		48	235,000	273,300	388,300		
		49	236,700	275,800	389,800		
		50	238,400	278,400	391,300		
		51	240,100	281,000	392,800		
		52	241,800	283,600	394,300		
		53	243,100	286,100	395,900		
		54	244,800	288,700	397,300		
		55	246,400	291,200	398,600		
		56	248,100	293,700	399,900		
		57	249,600	296,000	401,400		
		58	251,100	298,700	402,800		
		59	252,600	301,400	404,200		
		60	254,100	304,100	405,600		
		61	255,700	306,600	406,900		
		62	257,200	309,100	408,300		
		63	258,700	311,600	409,700		
		64	260,100	314,100	411,100		
		65	261,400	316,500	412,300		
		66	263,000	318,700	413,500		
		67	264,600	320,900	414,700		
		68	266,100	323,100	415,900		
		69	267,800	325,400	417,000		
		70	269,300	327,600	418,200		
		71	270,800	329,800	419,400		
		72	272,300	331,900	420,600		
		73	273,600	334,100	421,600		
		74	274,900	336,300	422,400		
		75	276,200	338,500	423,200		
		76	277,500	340,700	424,000		
		77	278,900	342,700	424,900		
		78	280,100	344,600	425,700		
		79	281,300	346,500	426,500		
		80	282,500	348,400	427,300		
		81	283,800	350,200	428,100		
		82	285,000	352,000	428,800		

	83	286,200	353,800	429,500
	84	287,400	355,600	430,200
	85	288,500	357,100	430,900
	86	289,500	358,800	431,600
	87	290,500	360,500	432,300
	88	291,500	362,100	433,000
	89	292,600	363,800	433,700
	90	293,500	365,100	434,400
	91	294,400	366,500	435,100
	92	295,300	367,900	435,800
	93	295,800	369,400	436,300
	94	296,600	370,700	
	95	297,400	372,000	
	96	298,200	373,300	
	97	299,100	374,700	
	98	299,900	375,800	
	99	300,700	376,900	
	100	301,500	378,000	
	101	302,400	379,200	
	102	302,900	380,300	
	103	303,400	381,400	
	104	303,900	382,500	
	105	304,400	383,500	
	106	304,800	384,500	
	107	305,200	385,400	
	108	305,600	386,400	
	109	305,800	387,300	
	110	306,200	388,300	
	111	306,600	389,300	
	112	307,000	390,300	
	113	307,200	391,100	
	114	307,500	392,000	
	115	307,800	392,900	
	116	308,100	393,800	
	117	308,400	394,800	
	118	308,700	395,600	
	119	309,000	396,400	
	120	309,300	397,200	
	121	309,500	397,900	
	122	309,800	398,700	
	123	310,100	399,500	
	124	310,400	400,300	
	125	310,600	401,000	
	126		401,700	
	127		402,400	
	128		403,100	
	129		403,900	
	130		404,600	
	131		405,300	
	132		406,000	
	133		406,500	

	134		407,100		
	135		407,700		
	136		408,300		
	137		408,700		
	138		409,300		
	139		409,900		
	140		410,500		
	141		410,900		
	142		411,500		
	143		412,100		
	144		412,700		
	145		413,100		
	146		413,700		
	147		414,300		
	148		414,900		
	149		415,300		
	150		415,900		
	151		416,500		
	152		417,100		
	153		417,500		
再任用職員		210,200	259,300	320,600	388,500

備考(1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	

20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		

71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000			
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600			
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300			
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900			
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500			
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100			
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800			
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400			
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000			
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600			
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300			
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900			
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500			
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100			
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800			
86		292,200	329,700	351,600				
87		292,500	330,000	352,000				
88		292,800	330,400	352,400				
89		293,200	330,900	352,900				
90		293,500	331,300	353,300				
91		293,800	331,700	353,700				
92		294,100	332,100	354,100				
93		294,500	332,600	354,600				
94		294,800	332,900	355,000				
95		295,100	333,300	355,400				
96		295,400	333,700	355,800				
97		295,800	333,900	356,300				
98		296,100	334,300	356,700				
99		296,400	334,700	357,100				
100		296,700	335,100	357,500				
101		297,100	335,300	358,000				
102		297,400	335,700	358,400				
103		297,700	336,100	358,800				
104		298,000	336,500	359,200				
105		298,300	336,700	359,700				
106			337,100					
107			337,500					
108			337,900					
109			338,100					
110			338,500					
111			338,900					
112			339,300					
113			339,500					
再任用 職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
-----------	----------	----	----	----	----	----	----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
職員以	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
外の職	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
員	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000

49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	
94	283,600	318,200	353,600	372,900		
95	284,600	319,000	354,300	373,400		
96	285,600	319,800	355,000	373,900		
97	286,500	320,500	355,500	374,500		
98	287,300	321,200	356,000	375,000		
99	288,100	321,900	356,500	375,500		

100	289,000	322,600	357,000	376,000
101	289,800	323,100	357,600	376,600
102	290,600	323,700	358,100	377,100
103	291,400	324,300	358,600	377,600
104	292,200	324,900	359,100	378,100
105	292,900	325,300	359,700	378,700
106	293,400	325,800	360,200	379,200
107	293,900	326,300	360,700	379,700
108	294,400	326,800	361,200	380,200
109	294,900	327,300	361,700	380,800
110	295,300	327,700	362,200	381,300
111	295,700	328,100	362,700	381,800
112	296,100	328,500	363,200	382,300
113	296,500	328,900	363,700	382,900
114	296,900	329,300	364,200	
115	297,300	329,700	364,700	
116	297,700	330,000	365,100	
117	298,000	330,300	365,500	
118	298,400	330,700	366,000	
119	298,800	331,100	366,500	
120	299,200	331,500	367,000	
121	299,500	331,700	367,400	
122	299,900	332,100	367,900	
123	300,300	332,500	368,400	
124	300,700	332,900	368,900	
125	300,900	333,100	369,300	
126	301,300	333,500		
127	301,700	333,900		
128	302,100	334,300		
129	302,300	334,600		
130	302,700	335,000		
131	303,100	335,400		
132	303,500	335,800		
133	303,700	336,100		
134	304,100	336,500		
135	304,500	336,900		
136	304,900	337,300		
137	305,100	337,600		
138	305,500	338,000		
139	305,900	338,400		
140	306,300	338,800		
141	306,500	339,100		
142	306,900	339,500		
143	307,300	339,900		
144	307,700	340,300		
145	307,900	340,600		
146	308,300	341,000		
147	308,700	341,400		
148	309,100	341,800		
149	309,300	342,100		
150	309,600	342,500		

	151	309,900	342,900				
	152	310,200	343,300				
	153	310,600	343,600				
	154	310,900					
	155	311,200					
	156	311,500					
	157	311,900					
	158	312,200					
	159	312,500					
	160	312,800					
	161	313,200					
	162	313,500					
	163	313,800					
	164	314,100					
	165	314,500					
	166	314,800					
	167	315,100					
	168	315,400					
	169	315,800					
再任用 職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の32.5」に、「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成21年条例第22号」の次に「。第1号において「平成21年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員である者」に、「100分の99.76」を「当該各号に定める割合」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

条例第35号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

平成22年11月30日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第16号

大和高田市法令遵守推進条例(仮称)庁内検討会議設置要綱を次のように定める。

平成22年11月10日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市法令遵守推進条例(仮称)庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 職員が法令及び服務規律を遵守するとともに、公正な職務の執行を確保する仕組みを整備することにより、市民に信頼される市政を確立するために必要な条例を制定するに当たり、大和高田市法令遵守推進条例(仮称)庁内検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大和高田市の現状を踏まえての条例素案の検討及び策定
 - (2) 制度の運用面に関する研究及び検討
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、条例制定に必要な事項についての研究及び検討
- (組織等)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、市長が任命する。

- 2 会長は、企画法制課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、人事課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、公募による職員15人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による任命の日から条例素案の策定の日までとする。

(職務)

第5条 会長は、所掌事務を総括し、検討会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会長の命を受けて、所掌事務を処理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、

又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 会長は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、検討会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長、副部会長及び委員は、委員のうちから会長が指名する。

（庶務）

第8条 検討会議及び専門部会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成22年12月20日から施行する。

告 示

告示第129号

最終差押予告書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年11月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 差押調書の発送年月日 平成22年11月2日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第130号

平成22年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課保険係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年11月5日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 この納入通知書の発送年月日
平成22年7月9日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 平成22年8月2日 平成22年8月31日 平成22年9月30日
変更後 平成22年11月30日 平成22年11月30日 平成22年11月30日
- 3 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第131号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成22年11月16日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成22年12月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成22年8月2日、同月5日、同月11日、同月17日、同月23日、同月26日、同月31日

告示第132号

平成22年11月30日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成22年11月22日

大和高田市長 吉田誠克

告示第133号

最終差押予告書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年11月24日

大和高田市長 吉田誠克

1 差押調書の発送年月日 平成22年11月11日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第134号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成22年11月24日

大和高田市長 吉田誠克

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	日本共産党ポスター	貼り札	1	市内	10/2	10/2	雲梯資材置場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

告示第135号

大和高田市広報における広告掲載要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年11月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市広報における広告掲載要綱の一部を改正する告示
大和高田市広報における広告掲載要綱(平成14年告示第34号)の一部を次のように改正する。
第3条の見出しを「(広告の掲載位置)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。
第4条を次のように改める。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、1枠につき次のとおりとする。

Table with 2 columns: 規格 (Specifications) and 掲載料 (Charges). It lists two types of ad sizes and their corresponding charges in yen.

2 広告を12号に連続して掲載する場合は、1号分の掲載料を免除するものとする。ただし、掲載する広告の規格が同一でない場合は、低い方の額の掲載料を免除するものとする。

第5条第1項中「版下(完全な原稿をいう。以下同じ。)」を「広告案」に改め、同条第2項中「1件」を「1枠」に、「2件」を「同一規格の2枠(横方向に限る。)」に改め、同条第3項中「1件」を「1枠」に改める。

第8条の見出しを「(広告主の責任)」に改め、同条第1項中「版下」を「内容等」に改め、同条第2項を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

広告掲載申込書

年 月 日

大和高田市長 殿

申込者 住所
名称
代表者名 印
電話番号
FAX番号

広報誌「やまとたかだ」に広告を掲載したいので、大和高田市広報における広告掲載要綱(平成14年告示第34号。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載を希望する号及び広告の枠数

Table with columns for ad size specifications (縦横) and the number of frames requested for each size (e.g., 4/1, 5/1, etc.).

※ 希望する掲載号、規格に枠数を記入すること。

2 広告掲載料 円(① 枠・② 枠)

3 広告案

別紙のとおり

4 申込みにおける承諾事項

- (1) 広告は、要綱第2条各号に掲げる要件を備えていなければならないこととし、その要件を備えているか否かは市長が決定するものとする。
- (2) 広告には、いかなる個人名も掲載することができない。ただし、個人名が事業所名等として使用されているときは、この限りでない。
- (3) 広告を掲載する位置については、広報担当課長が定めるものとする。
- (4) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- (5) 広告掲載決定通知書により広告を掲載する旨の通知を受けた者は、その決定通知日から10日以内に広告掲載料を全額納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (6) 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、編集の都合その他の広告主の責めに帰することができない事由により掲載できなかつたときは、この限りでない。
- (7) 広告の掲載、掲載の取消し等により生じる広告主の損害に対する賠償は、一切市長に請求しないものとする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

広告掲載決定通知書

年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり掲載(する・しない)ことに決定しましたので通知します。

記

1 掲載内容

掲載号 年 月 日号

広告掲載料 円

(①縦54mm×横87mm: 枠)

(②縦54mm×横42.5mm: 枠)

2 掲載条件

大和高田市広報における広告掲載要綱及び広告掲載申込書の承諾事項に従うこと。

3 掲載しない場合の理由

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年1月1日掲載号の広告から適用する。

告示第136号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月30日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成22年11月1日、同月4日、同月9日、同月15日、同月17日、同月24日、同月30日

日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時
ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア. 移動費 2,000円
 - イ. 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第121号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月5日

大和高田市長 吉田誠克

1	工事名	藤枝若葉町地内管渠工事（21）
2	工事場所	大和高田市若葉町地内
3	工事期間	契約締結の日から平成22年12月28日（火）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月5日(金)から平成22年11月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年11月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月5日(金)から平成22年11月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月5日(金)から平成22年11月12日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年11月15日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年11月18日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の</p>

	規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年11月19日（金）午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,020,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第122号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	土庫2丁目地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市土庫2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年1月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月5日(金)から平成22年11月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年11月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月5日(金)から平成22年11月12日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月5日(金)から平成22年11月12日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年11月15日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年11月18日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の</p>

	規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年11月19日（金）午前10時10分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥950,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第123号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年11月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第124号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	奥田地内道路改良工事・配水管布設替工事（奥田）
2 工事場所	大和高田市奥田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であるこ

	<p>と。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がDであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年11月22日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年11月29日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月1日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留</p>

	大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年12月2日（木）午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥5,180,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第125号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高6枝南今里町地内管渠工事（51）・給配水管移設工事（G51）
2 工事場所	大和高田市南今里町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること

	<p>と。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がDであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年11月22日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年11月29日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月1日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留</p>

	大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年12月2日（木）午前10時10分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥4,880,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第126号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	根成柿地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること

	と。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年11月22日(月) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月26日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年11月29日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年12月1日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留

	大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年12月2日（木）午前10時20分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥3,580,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第127号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝旭南町地内管渠工事（52）・給配水管移設工事（G52）
2 工事場所	大和高田市旭南町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること

	<p>と。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がDであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年11月22日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月18日(木)から平成22年11月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年11月29日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月1日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留</p>

	大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年12月2日（木）午前10時30分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥3,410,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第128号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成22年11月18日

大和高田市長 吉田誠克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-57

公告第129号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月26日

大和高田市長 吉田 誠 克	
1 工事名	高6枝曙町地内管渠工事(14)・給配水管移設工事(G14)
2 工事場所	大和高田市曙町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年11月30日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年12月1日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p>

	(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年12月10日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年12月13日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年12月14日(火)午前10時00分から (2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥12,840,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第130号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月26日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	大和高田市総合公園施設整備工事
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年11月30日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年12月1日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月10日（金）午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月13日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月14日（火）午前10時15分から</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥10,410,000円（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第131号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月26日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	敷枝神楽2丁目地内管渠工事（72）・給配水管移設工事（G72）・配水管布設工事（神楽2丁目）
2 工事場所	大和高田市神楽2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月26日（金）から平成22年11月30日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年12月1日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月26日（金）から平成22年12月9日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月26日（金）から平成22年12月9日（木）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p>

	(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年12月10日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年12月13日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年12月14日(火)午前10時30分から (2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,330,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第132号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月26日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	東中地内農道整備工事
2 工事場所	大和高田市東中地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年11月30日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年12月1日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月10日（金）午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月13日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月14日（火）午前10時45分から</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥7,940,000円（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第133号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月26日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	土庫市営墓地整備工事
2 工事場所	大和高田市土庫地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年11月30日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年12月1日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月10日（金）午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月13日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月14日（火）午前11時00分から</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥7,440,000円（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第134号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月26日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	敷枝有井地内管渠工事(18)・給配水管移設工事(G18)
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年11月30日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年12月1日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月9日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月10日（金）午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月13日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月14日（火）午前11時15分から</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥7,130,000円（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第135号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年11月26日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	東中地内農業用河川工作物応急対策工事(上部工)
2 工事場所	大和高田市東中地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の鋼構造物工事(水門)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月6日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年12月7日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を配布します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月10日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年11月26日(金)から平成22年12月10日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月13日(月)午後5時まで</p>

	回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月16日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月17日（金）午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥20,380,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、地区計画の案を作成したので、大和高田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成4年条例第36号）第2条の規定に基づき、奈良県知事の同意を受けるための申出をするに当たり、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 地区計画案に係る区域
神楽・池尻地区、菅原地区

2 指定案の縦覧場所

大和高田市役所 環境建設部都市計画課

3 縦覧期間

平成22年12月1日（水）から平成22年12月15日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

4 意見書の提出要領

地区計画案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成22年12月15日（水）までに必着するよう提出すること。

公告第137号

大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第4条第1項の規定により市営住宅の入居者を公募するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年12月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 市営住宅の名称等

名称(団地名)	所在地	規格	戸数	家賃		
礒野	礒野北町 14番1-305号	3K	1	① 10,200 ④ 15,200	② 11,800 ⑤ 17,400	③ 13,500 ⑥ 20,100
礒野	礒野北町 14番3-306号	3DK	1	① 11,900 ④ 17,700	② 13,700 ⑤ 20,200	③ 15,700 ⑥ 23,300
礒野	礒野北町 14番4-205号	3DK	1	① 13,300 ④ 19,900	② 15,400 ⑤ 22,700	③ 17,600 ⑥ 26,200
西坊城	大字西坊城322番地の2 405号	3DK	1	① 22,900 ④ 34,100	② 26,400 ⑤ 39,000	③ 30,300 ⑥ 45,000
サンライズ	材木町6番27 102号	3LDK	1	① 28,300 ④ 42,100	② 32,600 ⑤ 48,100	③ 37,300 ⑥ 55,500
サンライズ	材木町6番27 105号	3LDK	1	① 28,300 ④ 42,100	② 32,600 ⑤ 48,100	③ 37,300 ⑥ 55,500
サンライズ	材木町6番27 211号	3LDK	1	① 28,300 ④ 42,100	② 32,600 ⑤ 48,100	③ 37,300 ⑥ 55,500
サンシャイン	大字市場540番地の1 106号	3LDK	1	① 26,900 ④ 40,000	② 31,000 ⑤ 45,700	③ 35,500 ⑥ 52,700

備考

- 1 礒野団地については、すべて単身者（資格2-(2)のア〜クに該当者）可です。
- 2 西坊城・サンライズ・サンシャイン団地においては、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料（月額2,000円）が必要です。
- 3 家賃は、次のとおりとする。
 - (1) 一般世帯の場合は、所得に応じて、上記の表の①〜④の4段階
 - (2) 高齢者世帯又は障害者世帯（裁量階層世帯）の場合は、所得に応じて、上記の表の①〜⑥の6段階

2 入居者資格

- 市営住宅を申し込むには、申込時に次の(1)から(6)までの条件の全てを具備していること。
- (1) 公募の公告の日(平成23年1月11日)において、3か月以上大和高田市内に居住している者又は大和高田市内に勤務している者(外国人の方にあつては、外国人登録済であること。)であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。)があること。ただし、次のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。
- ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者。ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者については、従前どおり50歳以上で申し込むことができる。
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)
- ウ 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)
- エ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- オ 生活保護を受けている者
- カ 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)
- キ ハンセン病療養所入所者等
- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者
- (ア) 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (イ) 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定による収入(月額)が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合については21万4千円以下まで認められます。
- ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合
- (ア) 次のいずれかに該当する者
- ㊦ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)
- ㊧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級又は2級)
- ㊨ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度が㊦と同程度)
- (イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)
- (ウ) 次のいずれかに該当する者
- ㊩ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ㊪ 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)
- ㊫ ハンセン病療養所入所者等
- イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合
- ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員でないこと。

3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成23年1月11日から同月28日まで（土、日及び祝祭日を除く。）
- (2) 配布場所 大和高田市役所環境建設部建築住宅課

4 申込書受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成23年1月11日から同月28日まで（土、日及び祝祭日を除く。）
- (2) 受付場所 大和高田市役所環境建設部建築住宅課

5 申込方法及び受付表について

市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、市税等滞納調査同意書を添付の上、持参してください。（郵送による申込みはできません。）

- (2) 申込みは、1世帯1住宅に限ります。
- (3) 申込書及び提出書類は、一切返却しません。
- (4) 滞納調査同意書により調査を実施し、市税等に滞納が無い場合に受付番号（公開抽選番号）を付した受付表を送付します。滞納のある場合は、受付不可文書を送付します。

6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次の日時及び場所で公開抽選を行います。（公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。）

- (1) 公開抽選の日時 平成22年2月3日 午後2時から
- (2) 公開抽選の場所 大和高田市役所3階 東会議室

7 入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 入居資格審査を行うため、建築住宅課から当選者に対して、必要な書類の提出について案内します。
- (2) 当選者の入居資格審査は、建築住宅課で行いますので、指定された日に（1）で案内した書類を持参してください。
- (3) （2）で提出された書類を確認するため、実態調査を行いません。
- (4) （3）の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び（2）で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰り上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (5) 入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰り上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (6) 当選者が入居資格審査に合格してはじめて、入居予定者となります。
- (7) （4）又は（5）において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者募集を行います。

8 入居手続

- (1) 入居予定者に対して入居手続通知書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。
- (2) 入居手続日（鍵渡しの日）には、次の書類等が必要です。
 - ア 連帯保証人の住民票抄本、市町村税務関係課発行の直近の所得証明書及び印鑑登録証明書
 - イ 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書
 - ウ その他市長が必要とする書類
- (3) 入居手続の日時及び場所については、（1）の入居手続通知書で通知します。
- (4) 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

9 入居可能日、家賃の支払い方法その他必要な事項については、入居手続時に説明します。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第39号

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年11月5日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程(平成5年選挙管理委員会告示第47号)の一部を次のように改める。

第1条第1項中「当該契約をした」を「当該契約を締結した」に改め、同条第2項中「により」を「に準じて」に改める。

第4条第2項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

様式第1号(その1)を次のように改める。

様式第1号(その1)(第1条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行の
候補者

選挙
印

大和高田市選挙管理委員会委員長 殿

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

Table with 5 columns: 契約年月日, 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名, 契約内容 (運送契約期間, 運送契約金額), 備考. Includes date format fields like 年 月 日 and 年 月 日から 年 月 日まで.

2 1に掲げる場合以外の場合

Table with 5 columns: 項目区分, 契約年月日, 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名, 契約内容 (借入れ期間等, 契約金額), 備考. Includes categories like 自動車の借入れ and 運転手の雇用.

燃料代	年 月 日		ナンバー() ℓ		

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第1号(その2)中「年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙
又は大和高田市長選挙」を

「年 月 日執行の 選挙」に改める。

様式第2号(その1)中「大和高田市議会議員又は大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例」を「大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例」に、

「年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙
又は大和高田市長選挙」を

「年 月 日執行の 選挙」に、

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用
自動車の自動車登録番号」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式(その1)備考3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式(その1)備考4中「累積金額」の次に「欄」を加える。

様式第2号(その2)中「大和高田市議会議員又は大和高田市長の選挙におけるポスター作成の公営に関する条例」を「大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙におけるポスター作成の公営に関する条例」に、

「年 月 日執行の大和高田市議会議員選
挙又は大和高田市長選挙」を

「年 月 日執行の 選挙」に改める。

様式第3号(その1)中「1 年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙
又は大和高田市長選挙」を

「 記

1 年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙又は大和高田市長選挙」に、

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用
自動車の自動車登録番号」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改める。

様式第3号(その2)中

「年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙
又は大和高田市長選挙」を

「年 月 日執行の 選挙」に改める。

様式第4号(その1)中「使用する」を「使用した」に、
「年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙
又は大和高田市長選挙」を
「年 月 日執行の 選挙」に、
「

運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名		
---	--	--

」を

「

運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	
---	--

」に改め、

「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、

「

運送等金額	
円	

」を

「

運送等金額	備考
円	

」に改める。

様式第4号(その2)中「選挙運動用自動車を使用する」を「燃料を使用した」に、
「年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙
又は大和高田市長選挙」を

「年 月 日執行の 選挙」に改め、「自動車登録番号」の次に「又は車両
番号」を加え、「i」を「0」に改め、同様式(その2)備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両
番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若
しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式(その2)
備考2及び備考3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第5号中

「年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙
又は大和高田市長選挙」を

「年 月 日執行の 選挙」に改める。

様式第6号(その1)中「大和高田市議会議員又は大和高田市長の選挙における選挙運動用自動
車の使用の公営に関する条例」を「大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動
用自動車の使用の公営に関する条例」に、

「3 年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙
(大和高田市長選挙)」を

「3 年 月 日執行の 選挙」に、

「5 銀行名、口座名及び口座番号」を
「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本・支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
ふりがな	-----		
口座名義人			

」に改め、同様式(その1)備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式(その1)別紙(その2)中「ι」を「ℓ」に改め、同様式(その1)別紙(その2)備考3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式(その1)別紙(その2)備考4中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、「販売金額(イ)」を「(イ)」に改める。

様式第6号(その2)中

「3 年 月 日執行の大和高田市議会議員選挙
大和高田市長選挙」を

「3 年 月 日執行の 選挙」に、

「5 銀行名、口座名及び口座番号」を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本・支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
ふりがな	-----		
口座名義人			

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示第40号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年11月26日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成22年12月2日(木) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 在外選挙人名簿の登録について
第4号 選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について
第5号 その他

選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成22年12月3日から平成22年12月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び經由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成22年11月26日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

農業委員会

農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

平成22年11月26日

大和高田市農業委員会
会長 水 井 豊

- 日 時 平成22年12月7日(木) 午後3時30分
- 場 所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)
第2号 農地法第3条第1項について申請の件(知事許可)
第3号 農地法第4条規定について申請の件
第4号 農地法第5条規定について申請の件
第5号 農地法第18条第6項について通知の件
第6号 その他

公営企業

企業管理規程第4号

大和高田市上下水道部長に対する事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年11月1日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市上下水道部長に対する事務委任規程の一部を改正する規程

大和高田市上下水道部長に対する事務委任規程（平成15年企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「大和高田市水道事業の合理的、能率的運用を図り、かつ、市民の便益に寄与するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第2項の規定に基づき、水道事業管理者の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を」を「民法（明治29年法律第89号）第108条による双方代理の禁止規定に抵触する契約行為に関する事務は、大和高田市」に改め、本則第1号及び第2号を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。